



2014年5月13日

各 位

会社名 ユニチカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 安江 健治
(コード番号 3103 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 杉澤 滋
(TEL 06-6281-5695)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年5月13日開催の取締役会において、2014年6月27日開催予定の第204回定時株主総会に、定款の一部変更について下記のとおり付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループが行う事業の範囲を明確化するため、当社子会社が行う事業を定款第2条（目的）に追加いたします。
- (2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設いたします。（定款第28条及び第35条）
- (3) 上記変更のほか、条数の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2014年6月27日
定款変更の効力発生日	2014年6月27日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) (条文省略)</p> <p>1. (1)～(4) (条文省略) (5) ガラス繊維その他のガラス製品</p> <p>(6)～(9) (条文省略)</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>4. 倉庫業</p> <p>5. 保健、体育、医療等に関する施設及び飲食店の経営</p> <p>6～13 (条文省略)</p> <p>第3条～第27条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第2条(目的) (現行どおり)</p> <p>1. (1)～(4) (現行どおり) (5) <u>ガラス繊維その他のガラス製品及びこれらの関連製品</u></p> <p>(6)～(9) (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4. <u>倉庫業及び貨物利用運送事業</u></p> <p>5. <u>保健、体育、医療等に関する施設、文化施設、ショッピングセンター及び飲食店の経営</u></p> <p>6～13 (現行どおり)</p> <p>第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条(取締役の責任免除) <u>本社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第33条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第29条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条(監査役の責任免除) <u>本社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>